

災害時における給電車両貸与に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害その他の災害により、立川市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において甲が実施する災害対応の業務に対する乙の協力について定め、もって当該業務を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条に規定する目的を達成するために必要があるときは、乙に対し、給電車両貸与要請書（第1号様式）により第4条に規定する給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、乙は、貸与することの可否を確認し、その結果について速やかに甲に対し、連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後速やかに給電車両貸与要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。この場合において、乙が貸与することができる次条に規定する給電車両が不足するときは、乙は、トヨタ自動車株式会社に協力を求める等、当該要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第4条 第2条の規定により乙が貸与する給電車両（以下「給電車両」という。）は、交流100ボルトで15アンペア以上の電気を供給できる電源を有する車両とする。

2 甲は、乙から貸与される給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、給電車両を電源として使用するほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために使用するものとする。

（引渡し）

第6条 乙は、第2条の規定により給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に当該車両を運搬し、甲が指定する者の立会いのもと、車種、数量等を確認のうえ、甲に引き渡すものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲に対し、貸与する給電車両の内容を記載した書面及び第9条第2項に規定する保険の契約書の写し等を提出するものとする。

(貸与期間)

第7条 給電車両を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、電力が不足する事態が収束するまでとし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(返却)

第8条 貸与期間が満了した場合は、甲は、乙に対し、速やかに給電車両を返却するものとする。

2 前項の規定による返却を行う場所、日時等は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 給電車両に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間における給電車両の使用に係る燃料代及び充電スタンドの使用料については、甲が負担するものとする。

2 乙は、給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下これらを「保険」という。）に加入するものとする。

(故障対応)

第10条 給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。

(賠償)

第11条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、給電車両に損害を与え、又は給電車両を滅失した場合において、その賠償の額が、保険により支払われる額を超えるときは、乙に損害を賠償するものとする。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく協力を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

(平常時の取組)

第13条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に行うため、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項に規定する防災訓練等の乙の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、広報するよう努めるものとする。

(締結期間及び更新等)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲及び乙のいずれ

からも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年1月8日

甲 立川市泉町1156番地の9
立川市
代表者 立川市長 清水庄平

乙 東京都港区芝浦4丁目8番3号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役 片山 守